

令和 8 年（2026 年）5 月 8 日

創星会会長 大原裕也

創星会会員各位

### 創星会会員交流支援事業参加規程の変更

この度、創星会の会員交流支援事業について、規程（創星会会員交流支援事業参加規程）の一部を改正します。この変更は、交流会の開催自体を制限するものではなく、創星会による支援の対象範囲を、制度の趣旨との適合性および母校との協調の観点から明確にすることを目的としています。以下に、規程の変更点を**太字・下線**で示します。

#### 記

第2条 支援の対象となる会合やイベント（以下、「親睦会等」という。）は、次の1～**4**の全てを満たしたものに限る。

1. 会員が主催し、卒業生・修了生のみで10名以上の参加がある親睦会等であること。
2. 主催者（幹事）が予め決定されていて、その者が全ての責任を負える者であること。
3. 研究室の同門会は支援の対象としない。
4. **大学・学部・大学院が主催または関与する公式行事と時間的に競合せず、その円滑な実施または参加に支障を及ぼすおそれがないこと。**

第5条 支援の対象となる団体の数は、年間10団体を上限とする。**本規程の目的との適合性、および、大学・学部・大学院の公式行事との重複の有無の観点から審査を行い、審査によって10団体が決定した時点でその年度の申請受付を終了する。**

附則 この規程は2026年5月8日から改正施行する。

以上

創星会では、今後も会員相互の交流を支援してまいります。会員の皆様におかれましては、本改正の趣旨をご理解いただき、引き続き創星会の活動へのご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。